平成３０年特許法等改正説明会テキスト

平成３０年
不正競争防止法等の一部を改正する法律
（特許法等関係）

特許庁

＜目　　次＞

法律改正の概要 ----------1

特許法等改正の概要----------3

【1】中小企業等による知財活用の促進----------4

【2】知財紛争処理手続の拡充----------9

【3】ユーザーの利便性向上等----------12

改正法の施行予定----------15

要綱----------17

新旧対照条文 ----------23

【法律改正の概要】

改正法の概要

「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の概要

1. 背　景

●第四次産業革命の下、IoTやAIなどの情報技術の革新が進み、企業の競争力は、データやその活用に移り変わりつつある。こうした中、ビッグデータ等と産業とのつながりにより新たな付加価値が創出される産業社会（コネクテッド・インダストリーズ）への対応が、我が国産業の喫緊の課題となっている。

●このため、データを安心・安全に利活用できる事業環境の整備や、知的財産や標準においてビッグデータ等の情報技術に対応した制度の導入が必要である。

2. 法律の概要

ビッグデータ等のデータの不正取得・使用等に対する差止めの創設、JISの対象へのデータ、サービス等の追加、中小企業の特許料等の一律半減等の措置を講ずる。

特許法等改正の概要

- 経済や雇用を支える中小企業が知財を戦略的に活用しやすい環境を整備する。
- 知財紛争をより適正かつ迅速に解決するための制度を整備する。

【1】中小企業等による知財活用の促進

⑴ 中小企業等の特許料等の一律半減制度の導入

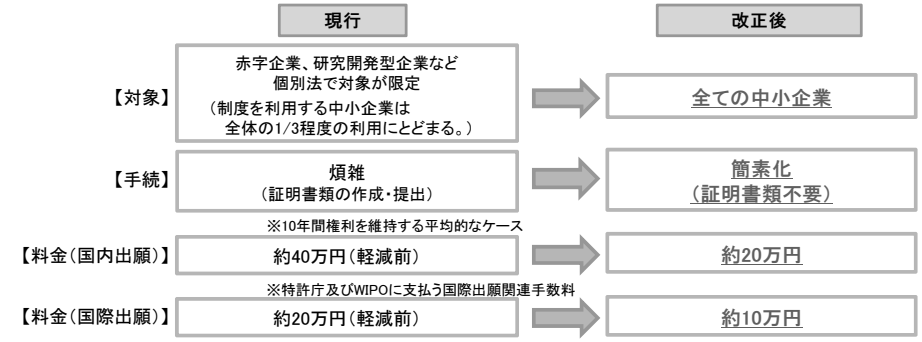

※特許特会を収支相償とするため、全ユーザーを対象に、減収見込み額見合いの料金引上げを行う予定。

⑵ 弁理士の業務追加

- 「標準化」「データ利活用」関連を弁理士法上の秘密保持等の義務の対象であることを明確化する。

⑶ 新規性喪失の例外期間の延長

- 研究者等が出願前に論文発表等を行った場合の救済措置を拡充する。（6か月→1年）

【2】知財紛争処理手続の拡充

⑴インカメラ手続の拡充

- 裁判所が書類提出命令を出すに際して、非公開（インカメラ）で書類の必要性を判断できるようにする。
- 上記手続に中立の技術専門家（専門委員）が関与できるようにする。

⑵判定制度の改善

- 「判定」※制度の関係書類に営業秘密の記載がある場合、その閲覧を制限する。

※「判定」とは、製品が他者の特許権を侵害しているか否か、特許庁が参考意見を示すもの。

【3】ユーザーの利便性向上等

⑴**クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入**（印紙や口座振替に加え、特許料等のクレジットカード払いを認める）

⑵**意匠分野における優先権書類の電子的交換制度の導入**（最初に意匠出願した国への出願日を、その後に出願した他の国でも出願日とすることができる制度（パリ条約による優先権制度）について、必要書類のオンラインでのやり取りを認める。）

⑶**商標における分割出願の要件強化**

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

【1】中小企業等による知財活用の促進

（ｉ）中小企業等の特許料等の一律半減制度の導入

中小企業の知財活動支援の必要性

- 現状、内国人の特許出願に占める中小企業による出願は15%にとどまっており（約26万件中、約4万件（平成28年））、我が国の付加価値額の55%を占める中小企業（平成23年）の知財活動を重点的に支援することが産業の発達にとって不可欠となっている。
- 第四次産業革命が進展し、国際競争の激化やイノベーションの加速化が進展していく現在、高い潜在能力を有するものの資金や人材的制約によって、必ずしも十全な知財活動を実施できていない中小企業等による発明を奨励し、これらの者が産業の発達に寄与できる環境を整備することが必要である。

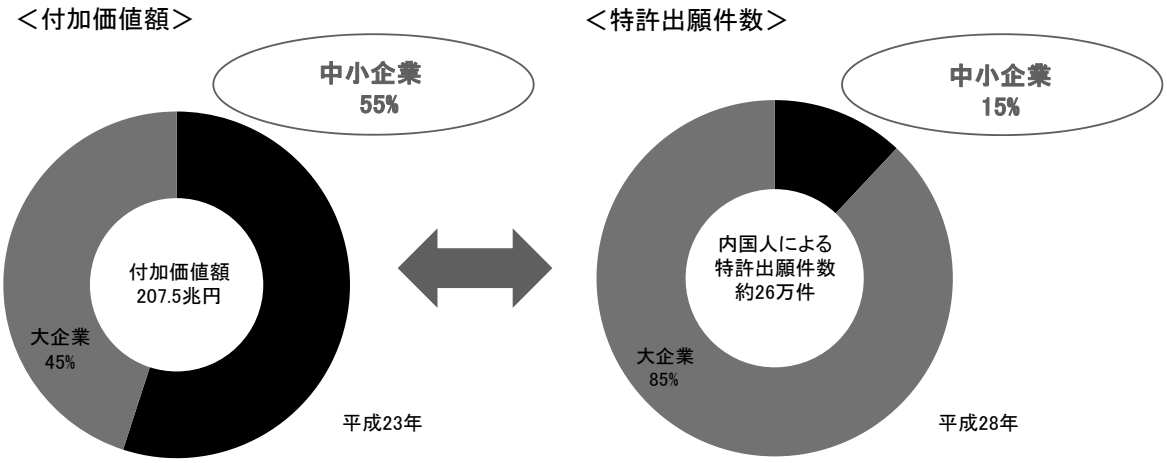

（資料）2016年中小企業白書から引用、特許庁普及支援課調べ

現行の特許料等の軽減措置の概要

- 現行の特許料等の軽減措置の主な対象は、「赤字法人」、「研究開発型中小企業」、「中小ベンチャー企業」の3類型となっている。

対 象	軽 減 規 模	要 件	根 拠 法
法人税非課税中小企業 中小ベンチャー企業	審査請求料：半額軽減 特許料（1～10年）：半額軽減	➢ 以下のいずれにも該当する法人 ①法人税が課されていないこと又は設立後10年を経過していないこと ②資本金が3億円以下であること ③他の法人に支配されていないこと	特許法
研究開発型中小企業	審査請求料：半額軽減 特許料（1～10年）：半額軽減	➢ 以下のいずれにも該当する者 ①中小企業者であること ②試験研究費等比率が収入金額の3%超であること等	産業技術力強化法
中小ベンチャー企業 小規模企業　等	審査請求料：1／3に軽減 特許料（1～10年分）：1／3に軽減 ＜国際出願＞ 調査手数料・送付手数料：1／3に軽減 予備審査手数料：1／3に軽減	➢ 以下のいずれにも該当する法人 ①他の法人に支配されていないこと ②小規模企業であること又は資本金3億円が以下で設立後10年を経過していないこと	産業競争力強化法

※中小企業、小規模企業には個人事業主を含む

中小企業等の特許料等の一律半減制度の導入

- 今般の法改正により、「中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者」という幅広い者に対して、特許料等を減免することができることとした。
- 具体的な対象者と軽減率は、政令で規定する予定であるが、軽減率については、原則半減とすることを予定している。

	現行	改正後
【対象】	赤字企業、研究開発型企業など 個別法で対象が限定 （制度を利用する中小企業は 全体の1/3程度の利用にとどまる。）	⇒ 全ての中小企業
【手続】	煩雑 （証明書類の作成・提出）	⇒ 簡素化 （証明書類不要）
【料金（国内出願）】	約40万円（軽減前）	⇒ 約20万円
	※ 10年間権利を維持する平均的なケース	
【料金（国際出願）】	約20万円（軽減前）	⇒ 約10万円
	※ 特許庁及びWIPOに支払う国際出願関連手数料	

※特許特会を収支相償とするため、全ユーザーを対象に、減収見込み額見合いの料金の引上げを行う予定。

（ii）弁理士の業務追加

弁理士の業務に「標準化」「データ利活用」関連業務を追加

(1) 標準関連業務

● 弁理士が、企業の技術の優位性を際立たせるJIS等の規格の作成を支援できるようにする。

夜光塗料の技術の例

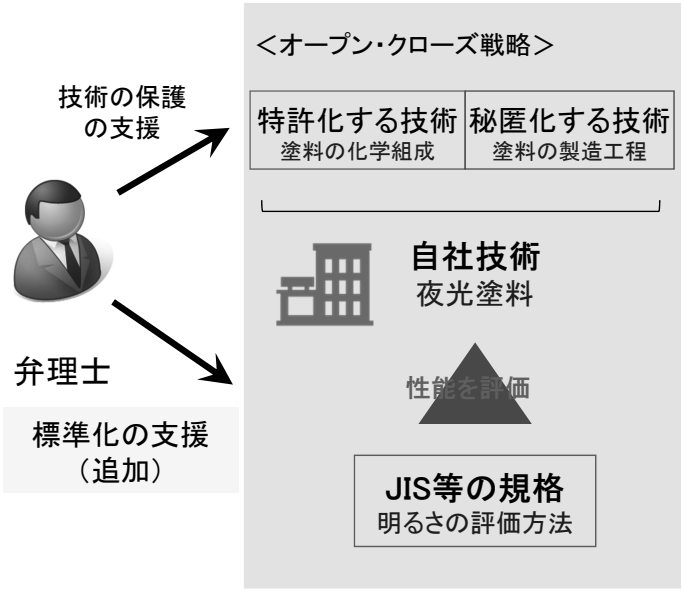

(2) データ関連業務

● 弁理士が、発明のみならず、データの保護・利活用に関する相談にも応ずることで、企業の知財保護を包括的に支援できるようにする。

気象データの例

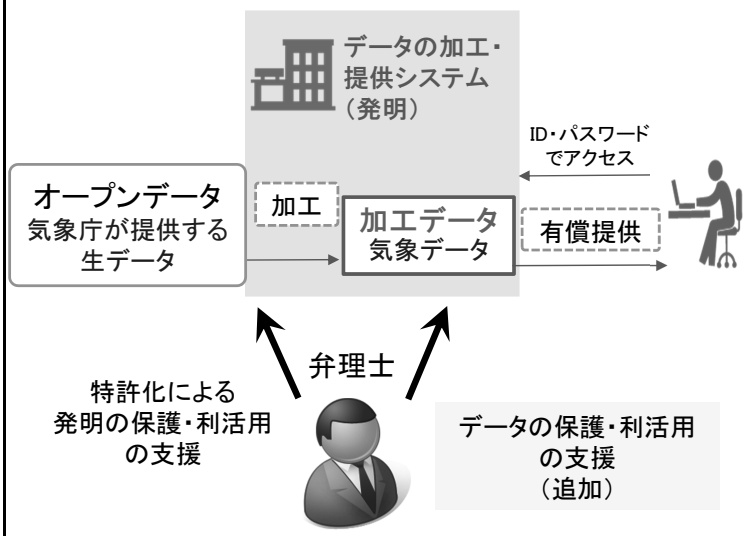

（iii）新規性の喪失の例外期間の延長

特許及び意匠における新規性の喪失の例外期間の延長

- 発明や意匠については、本人の意に反して第三者がこれらを公表した場合や本人の公表により新規性が喪失してしまった場合に、６月以内（この期間を「グレース・ピリオド」という。）に出願すれば、例外的に新規性が喪失しなかったものとみなし、出願人を保護している。
- 近年、オープン・イノベーションが進展する中、大学の研究者や中小企業等が、自らの発明の新規性を意図せず喪失するリスクが高まっている。また、個人デザイナーやベンチャー企業等が、まず意匠を公開して市場の反応を確かめた上で製品化する事例が増えている。
- これらを踏まえ、特許及び意匠のグレース・ピリオドを６月から１年に延長することとした。

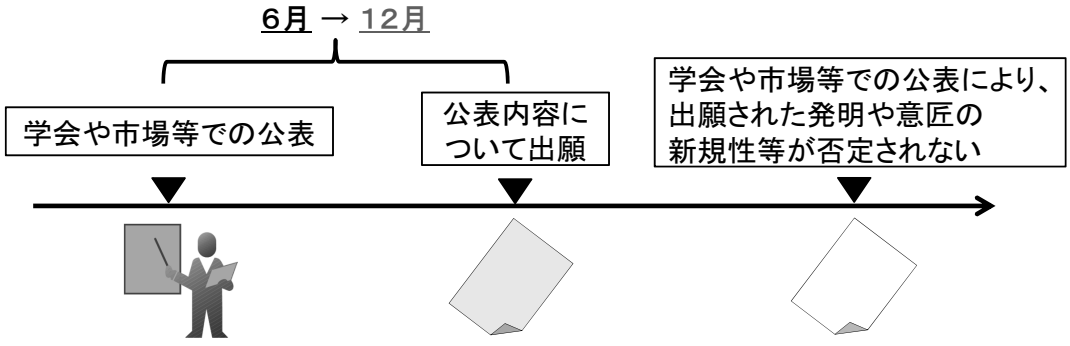

（参考）他国のグレース・ピリオド

	特許	意匠
米国	12月	12月
欧州	6月	12月

【2】知財紛争処理手続の拡充

（ｉ）インカメラ手続の拡充

書類等提出の必要性判断におけるインカメラ手続の導入

- 裁判所は、特許権侵害訴訟において、特許権者の申立てにより、被疑侵害者に対して侵害の立証等に必要な書類等の提出を命ずることができる。
- 現行特許法上、提出を拒むことについて「正当な理由」があれば、この限りでないとされており、裁判所が「正当な理由」の有無を判断するに際しては、裁判所のみが書類等を見る手続（インカメラ手続）を用いることができるとされている。
- 今般の法改正では、書類等が侵害の立証等に必要であるか否かを裁判所が判断するに際しても、インカメラ手続を用いることができることとした。

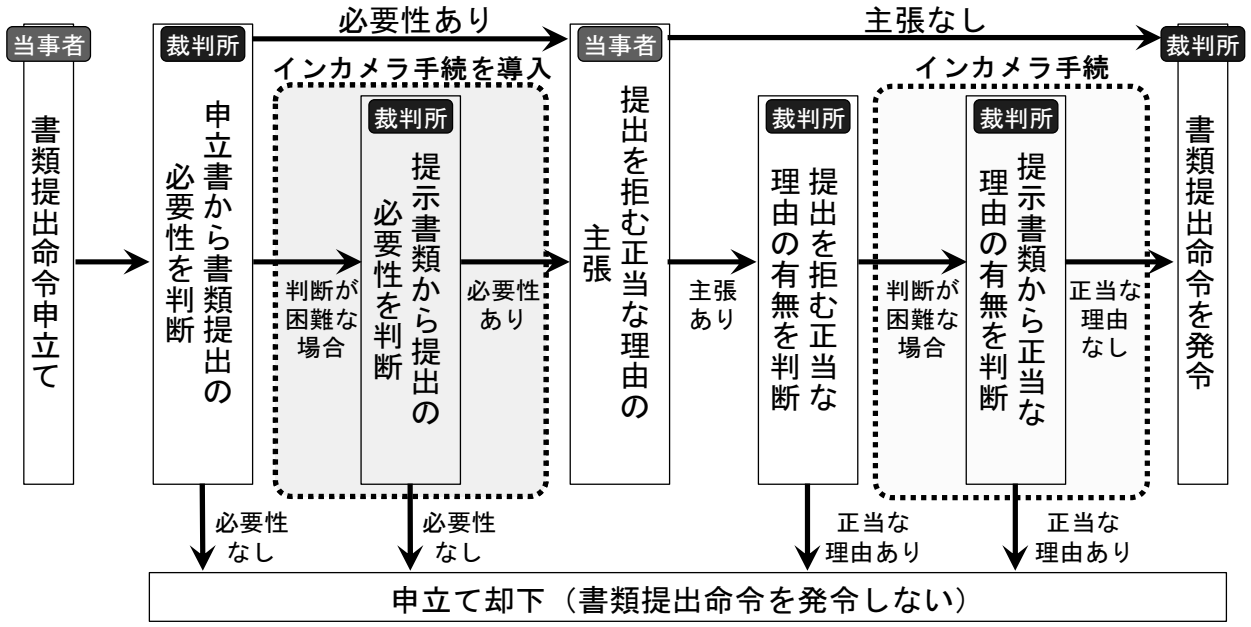

第三者の技術専門家のインカメラ手続への関与

- 近年は技術の高度化・専門化が進展していることから、秘密保持義務を有する中立的な第三者の技術専門家がインカメラ手続に関与し、裁判所の判断を助けることが望ましい。
- したがって、裁判所が必要であると判断した場合に、当事者の同意を得た上で、民事訴訟法上の専門委員をインカメラ手続に関与させることができる制度を創設した。

（※書類等提出の必要性判断におけるインカメラ手続の導入及び技術専門家のインカメラ手続への関与に関する特許法の改正条文は、実用新案法（第30条）、意匠法（第41条）、商標法（第39条）にも準用されている。
また、不正競争防止法においても、同様の改正がなされている（同法第7条）。）

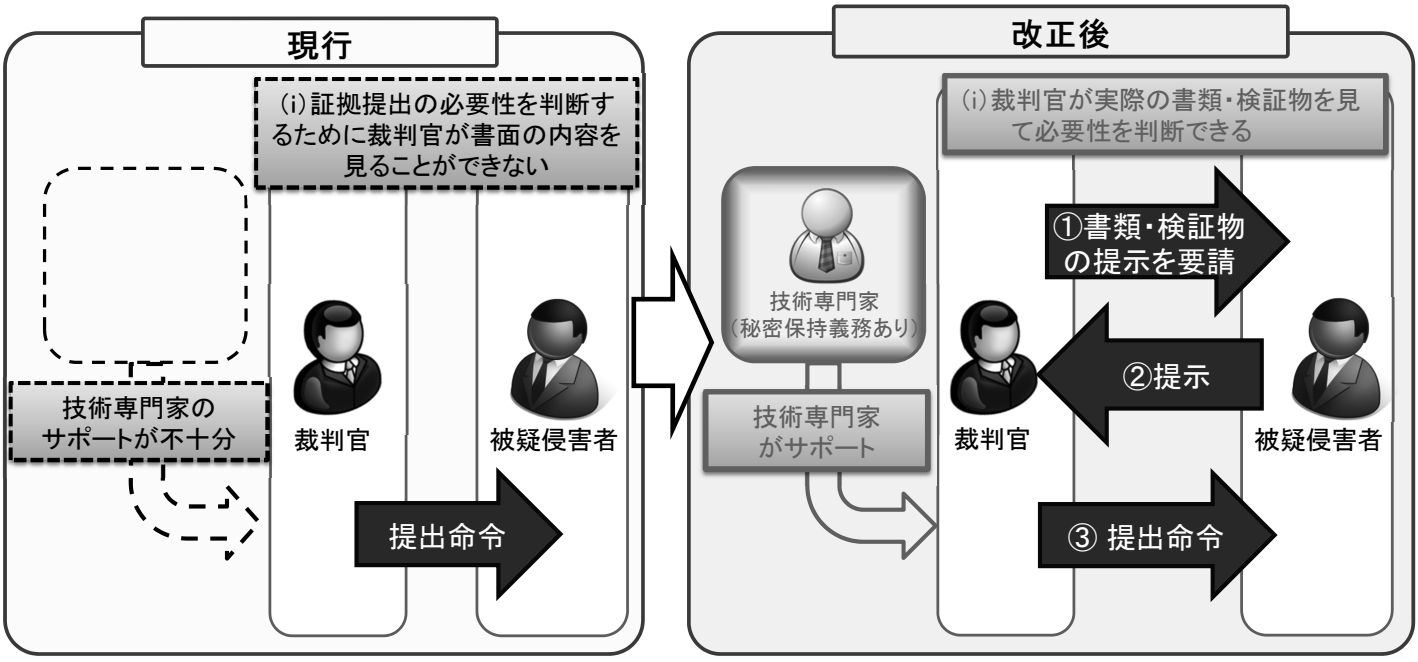

（ⅱ）判定制度の改善

判定制度の改善

- 判定は、対象物品等が特許発明の技術的範囲に属するか否かを特許庁が判断するもの。
- 判定に係る書類は閲覧請求等を通じて外部に公開されており、営業秘密を保護するための措置は講じられていない。
- 今般の法改正により、判定に係る書類であって、当事者から営業秘密が記載された旨の申出があったものについては、閲覧請求の対象外とすることとした。

（※特許法の改正条文は実用新案法に準用されており（第55条）、また、意匠法（第63条）と商標法（第72条）においても同様の改正がなされている。）

【３】ユーザーの利便性向上等

（ｉ）クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入

クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入

- 公金分野及び海外の知的財産庁におけるクレジットカードの利用の進展を踏まえ、我が国特許庁においても、**利用者の利便性向上の観点**から、クレジットカードを利用した特許料等の納付を認めることとした。

(1)公金分野のクレジットカード決済導入状況

国民年金法の改正により、国庫金としては初となるクレジットカード収納を可能とする措置が講じられ、平成20年2月より国民年金保険料についてクレジットカードによる収納が可能。また、平成29年1月より国税についてクレジットカード決済が開始されている。

地方自治法の改正により公金分野では初となるクレジットカード収納を可能とする措置が講じられ、平成19年4月1日より地方公金についてクレジットカードによる収納が可能。

(2) 特許料等手数料における各国のクレジットカード決済可否

国名	可否	国名	可否	国名	可否
米国	○	インド	○	フィリピン	×
EPO・OHIM(欧州)	○	ドイツ	○	インドネシア	×
中国	○	イギリス	○	タイ	×
韓国	○	フランス	○	ベトナム	×
マレーシア	○	カナダ	○	ブラジル	×
シンガポール	○	オーストラリア	○	ロシア	×
ARIPO(アフリカ)	○	WIPO	○	メキシコ	×
				台湾	×

※「電子出願制度に関する調査研究報告書(平成30年2月)」より

(ii)意匠分野における優先権書類の電子的交換制度の導入

意匠分野における優先権書類の電子的交換制度の導入

- 優先権の主張をする者は、所定の期間内に必要事項を記載した書面（以下「優先権書類」という。）を提出する必要がある。
- 特許の優先権書類については、電子的交換の制度（世界知的所有権機関（WIPO）が提供するDAS（Digital Access Service）システム）が導入され、利用者に供されている。
- 意匠の優先権書類に関しても、各国で電子的交換の制度の導入が進められていることから、同制度を導入することとした。

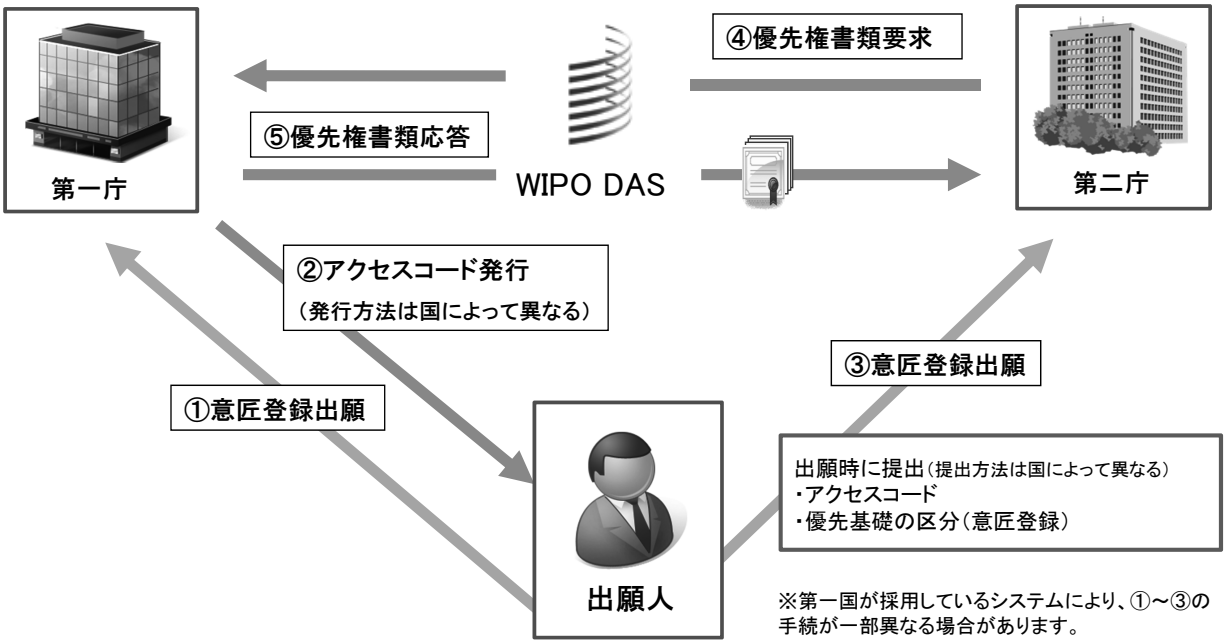

（iii）商標における分割出願の要件強化

商標における分割出願の要件強化

- 改正前商標法では、出願人は、親出願の手数料の納付義務を果たしていない場合でも、出願を分割することで、子出願の出願日が親出願の出願日に遡及するという恩典を受けることができた。
- しかしながら、他方で後願者の権利に一定の制約が加わることに鑑みれば、分割出願をしようとする者に親出願の手数料の納付義務を果たさせることが適切であるため、出願の手数料を納付している場合に限り、分割出願を認めることとした。

【改正前商標法の分割出願のイメージ】

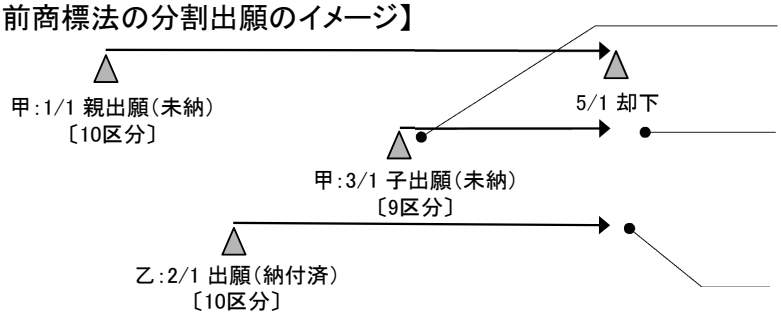

形式上の分割要件を満たしている。

出願手数料未納であっても、出願日が1/1に遡及してしまう。

乙の出願は、甲の親出願が却下処分となっても、甲の子出願の帰趨が判明するまで審査結果が確定しない。

【現行商標法の分割出願のイメージ】

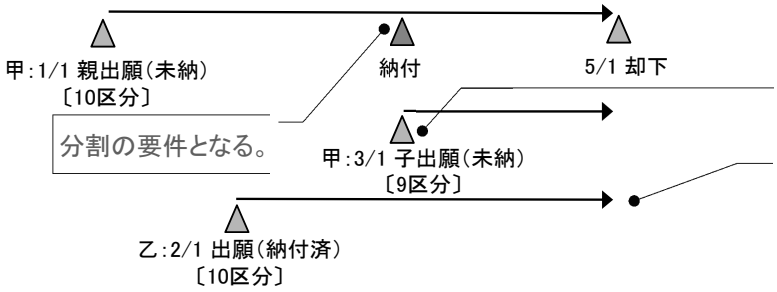

出願手数料未納の場合、出願日は1/1に遡及せず、3/1となる。

甲の子出願の出願日が1/1に遡及しなければ、乙の出願が先願となり、商標登録を受けることができる。

改正法の施行予定

改正法の公布までの経緯及び施行期日について

【公布までの経緯】
■ 2月27日　改正法案を閣議決定
■ 5月11日　衆議院本会議にて可決
■ 5月23日　参議院本会議にて可決・成立
■ 5月30日　改正法の公布

【施行期日】
■ 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日 【附則第1条本文関係】
〇インカメラ手続の拡充（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）
〇判定制度の改善（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）
〇弁理士の業務追加（弁理士法）

■ 公布の日から起算して10日を経過した日（平成30年6月9日）【附則第1条第2号関係】
〇新規性の喪失の例外期間の延長（特許法、意匠法）
〇商標における分割出願の要件強化（商標法）

■ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 【附則第1条第4号関係】
〇中小企業等の特許料等の一律半減制度の導入（特許法、国際出願法）
〇クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入（手続特例法）

■ 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日 【附則第1条第5号関係】
〇意匠分野における優先権書類の電子的交換制度の導入（意匠法）

【要綱】

不正競争防止法等の一部を改正する法律要綱（特許法等関係）

第三　特許法の一部改正

一　発明の新規性の喪失の例外期間の延長

特許を受ける権利を有する者が出願前に自ら行った発明の公表等により公然に知られた場合に、例外的に当該発明の新規性が喪失されないとする期間を、当該知られた日から一年以内前までとすること。

（第三十条第一項及び第二項関係）

二　書類提出命令に係る手続の拡充

1　裁判所は、特許権の侵害訴訟において、侵害行為を立証する等のために必要な書類に該当するかどうかの判断をするために必要があると認めるときは、インカメラ手続により書類の所持者にその提示をさせることができるものとすること。

（第百五条第二項関係）

2　裁判所は、インカメラ手続において、提示された書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員に対し、当該書類を開示することができるものとすること。

（第百五条第四項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

三　中小企業者等に対する特許料の減免又は猶予

特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者等であって、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、特許権の存続期間の第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができるものとすること。

（第百九条の二関係）

四　判定に係る証明等の交付請求の例外

審判官による特許発明の技術的範囲についての判定に係る書類であって、当事者から営業秘密が記載された旨の申出があったものについて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、当該書類の交付を請求することができないものとすること。

（第百八十六条第一項第二号関係）

五　中小企業者等に対する出願審査の請求の手数料の減免

特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であって、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考

慮して政令で定める者に対しては、出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができるものとすること。（第百九十五条の二の二関係）

六　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第四　意匠法の一部改正

一　意匠の新規性の喪失の例外期間の延長

意匠登録を受ける権利を有する者が出願前に自ら行った意匠の公表等により公然に知られた場合に、例外的に当該意匠の新規性が喪失されないとする期間を、当該知られた日から一年以内前までとすること。（第四条第一項及び第二項関係）

二　電磁的方法によるパリ条約に基づく優先権主張の手続

意匠登録出願について、パリ条約に基づく優先権の主張に必要な書類に記載されている事項を、電磁的方法により同条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換できるものとすること。（第十五条第一項及び第六十条の十関係）

三　判定に係る証明等の交付請求の例外（第三の四と同旨）（第六十三条第一項第三号関係）

四　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第五　商標法の一部改正

一　商標登録出願の分割に係る手数料の納付

商標登録出願人は、二以上の商品等を指定商品等とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とするに当たっては、商標登録出願について納付すべき手数料を納付するものとすること。（第十条第一項関係）

二　判定に係る証明等の交付請求の例外（第三の四と同旨）（第七十二条第一項第二号関係）

三　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第六　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正

特許庁長官は、特許料等を納付しようとする者から、指定立替納付者（クレジットカード会社）をして当該特許料等を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があった場合には、収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができるものとすること。（第十五条の三及び第十六条関係）

第七　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正

特許庁長官は、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、国際出願の手数料を軽減し、又は免除することができるものとすること。（第十八条の二関係）

第八　弁理士法の一部改正

一　弁理士その他特定の士業が行うことを業とすることができる業務の追加

弁理士は、技術上のデータに係る特定不正競争に関する事件の裁判外紛争解決手続の代理等を行うことを業とすることができるものとすること。

（第二条第五項及び第六項、第四条第二項第二号及び第三号、第五条並びに第六条の二関係）

二　弁理士がその名称を用いて行うことを業とすることができる業務の追加

1　弁理士は、技術上のデータの売買契約の締結の代理等を行うことを業とすることができるものとすること。（第二条第五項並びに第四条第三項第一号及び第三号関係）

2　弁理士は、特許に関する権利等の利用の機会の拡大に資する日本産業規格その他の規格の案の作成に関与し、又はこれに関する相談に応ずることを業とすることができるものとすること。

（第四条第三項第四号関係）

第九　附則

一　この法律の施行期日について必要な規定を設けること。（附則第一条関係）

二　この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めること。

（附則第二条から第十八条まで関係）

三　関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第十九条から第三十五条まで関係）

【新旧対照条文】

不正競争防止法等の一部を改正する法律（特許法等関係）新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）

（本則）

○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）（第三条関係）

○意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）（第四条関係）

○商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）（第五条関係）

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（第六条関係）

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）（第七条関係）

○弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（第八条関係）

（附則）

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（附則第二十三条関係）

○産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）（附則第二十五条関係）

○学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）（附則第二十六条関係）

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）（附則第二十七条関係）

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（附則第二十八条関係）

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（附則第二十九条関係）

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（附則第三十条関係）

○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）（附則第三十一条関係）

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（附則第三十二条関係）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）（附則第三十三条関係）

○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（発明の新規性の喪失の例外） 第三十条　特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかったものとみなす。 2　特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。 3・4　（略） （書類の提出等） 第百五条　（略） 2　裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合において	（発明の新規性の喪失の例外） 第三十条　特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかったものとみなす。 2　特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。 3・4　（略） （書類の提出等） 第百五条　（略） 2　裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

は、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3　裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4　裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5　前各項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（特許料）

第百七条　（略）

2　（略）

3　第一項の特許料は、特許権が国又は第百九条若しくは第百九条の二の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4・5　（略）

（特許料の減免又は猶予）

第百九条　（略）

第百九条の二　特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2　前項の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を

3　裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

（新設）

4　前三項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（特許料）

第百七条　（略）

2　（略）

3　第一項の特許料は、特許権が国又は第百九条の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4・5　（略）

（特許料の減免又は猶予）

第百九条　（略）

（新設）

主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六　企業組合

七　協業組合

八　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九　特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

3　第一項の「試験研究機関等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（次号において「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校（同号及び第四号において「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（次号において「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者

二　大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

三　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第五条第二項に規定する承認事業者

四　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて、試験研究に関する業務を行うもの（次号において「試験研究独立行政法人」という。）のうち高等専門学校を設置する者以外のものとして政令で定めるもの

五　試験研究独立行政法人であつて政令で定めるもの（以下この号において「特定試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特定試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定

その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者

六　公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

七　試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）

（特許料の追納）

第百十二条　特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条若しくは第百九条の二の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

2～5　（略）

6　特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百九条又は第百九条の二の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

（国内公表等）

第百八十四条の九　（略）

（特許料の追納）

第百十二条　特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

2～5　（略）

6　特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百九条の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

（国内公表等）

第百八十四条の九　（略）

2～4　（略）

5　国際特許出願については、第四十八条の五第一項、第四十八条の六、第六十六条第三項ただし書、第百二十八条、第百八十六条第一項第一号及び第三号並びに第百九十三条第二項第一号、第二号、第七号及び第十号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国際公開」と、外国語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

6・7　（略）

（証明等の請求）

第百八十六条　何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一　（略）

二　判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの

三～六　（略）

2　特許庁長官は、前項第一号から第五号までに掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

3・4　（略）

2～4　（略）

5　国際特許出願については、第四十八条の五第一項、第四十八条の六、第六十六条第三項ただし書、第百二十八条、第百八十六条第一項第一号及び第二号並びに第百九十三条第二項第一号、第二号、第七号及び第十号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国際公開」と、外国語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

6・7　（略）

（証明等の請求）

第百八十六条　何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一　（略）

（新設）

二～五　（略）

2　特許庁長官は、前項第一号から第四号までに掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

3・4　（略）

（手数料）

第百九十五条　（略）

2～5　（略）

6　特許を受ける権利が国又は次条若しくは第百九十五条の二の二の規定若しくは他の法令の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する出願審査の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

7～13　（略）

（出願審査の請求の手数料の減免）

第百九十五条の二　特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第百九条の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

（手数料）

第百九十五条　（略）

2～5　（略）

6　特許を受ける権利が国又は次条の規定若しくは他の法令の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する出願審査の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

7～13　（略）

（出願審査の請求の手数料の減免）

第百九十五条の二　（新設）

○意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（意匠の新規性の喪失の例外） 第四条　意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。 2　意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。 3・4　（略） （特許法の準用） 第十五条　特許法第三十八条（共同出願）、第四十三条第一項から第五項まで、第八項及び第九項（パリ条約による優先権主張の手続）並びに第四十三条の三（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあ	（意匠の新規性の喪失の例外） 第四条　意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。 2　意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。 3・4　（略） （特許法の準用） 第十五条　特許法第三十八条（共同出願）、第四十三条第一項から第四項まで、第八項及び第九項（パリ条約による優先権主張の手続）並びに第四十三条の三（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあ

るのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出する者」と、「前項」とあるのは「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。

2・3　（略）

（パリ条約等による優先権主張の手続の特例）

第六十条の十　国際意匠登録出願については、第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第五項まで、第八項及び第九項（第十五条第一項において読み替えて準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第四十三条の三第二項の規定は、適用しない。

2　特許法第四十三条第二項から第五項まで、第八項及び第九項の規定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは「経済産業省令で定める期間内」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出する者」と、「前項」とあるのは「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（証明等の請求）

第六十三条　何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一・二　（略）

三　判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第五号において同じ。）が記載された旨の申出があつたもの

四　（略）

五　意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの

六・七　（略）

2　特許庁長官は、前項第一号から第六号までに掲げる書類、ひな形又は見本について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類、ひな形又は見本を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

3・4　（略）

るのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「前項」とあるのは「第二項」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。

2・3　（略）

（パリ条約等による優先権主張の手続の特例）

第六十条の十　国際意匠登録出願については、第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項まで、第八項及び第九項（第十五条第一項において読み替えて準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第四十三条の三第二項の規定は、適用しない。

2　特許法第四十三条第二項から第四項まで、第八項及び第九項の規定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは「経済産業省令で定める期間内」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（証明等の請求）

第六十三条　何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

四　意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

五・六　（略）

2　特許庁長官は、前項第一号から第五号までに掲げる書類、ひな形又は見本について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類、ひな形又は見本を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

3・4　（略）

○商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（商標登録出願の分割） 第十条　商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合であつて、かつ、当該商標登録出願について第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料を納付している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。 2・3　（略） （証明等の請求） 第七十二条　何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類若しくは第五条第四項の物件の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類又は同項の物件については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。 一　第四十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判	（商標登録出願の分割） 第十条　商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。 2・3　（略） （証明等の請求） 第七十二条　何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類若しくは第五条第四項の物件の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類又は同項の物件については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。 一　第四十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判
又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。次号において同じ。）が記載された旨の申出があつたもの 二　判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの 三・四　（略） 2　特許庁長官は、前項第一号から第三号までに掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。 3・4　（略）	又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの （新設） 二・三　（略） 2　特許庁長官は、前項第一号又は第二号に掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。 3・4　（略）

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（第六条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　電子情報処理組織による手続等（第三条―第十三条） 第三章　予納による納付、口座振替による納付及び指定立替納付者による納付（第十四条―第十六条） 第四章　登録情報処理機関等 第一節　登録情報処理機関（第十七条―第三十五条） 第二節　登録調査機関（第三十六条―第三十九条） 第三節　特定登録調査機関（第三十九条の二―第三十九条の十一） 第五章　雑則（第四十条―第四十二条） 第六章　罰則（第四十三条―第四十六条） 附則	目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　電子情報処理組織による手続等（第三条―第十三条） 第三章　予納による納付及び口座振替による納付（第十四条―第十六条） 第四章　登録情報処理機関等 第一節　登録情報処理機関（第十七条―第三十五条） 第二節　登録調査機関（第三十六条―第三十九条） 第三節　特定登録調査機関（第三十九条の二―第三十九条の十一） 第五章　雑則（第四十条―第四十二条） 第六章　罰則（第四十三条―第四十六条） 附則
第三章　予納による納付、口座振替による納付及び指定立替納付者による納付	第三章　予納による納付及び口座振替による納付
（口座振替による納付） 第十五条の二　特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付をその預金口座又は貯金口座のある金融	（口座振替による納付） 第十五条の二　特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付をその預金口座又は貯金口座のある金融
機関に委託して行うこと（次項及び第十六条において「口座振替による納付」という。）を希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があった場合には、その申出を受けることができる。 2　（略） （指定立替納付者による納付） 第十五条の三　特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、当該特許料等又は手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の経済産業省令で定める要件に該当する者として特許庁長官が指定するもの（次項及び次条において「指定立替納付者」という。）をして当該特許料等又は手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があった場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。 2　前項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。 （代理人への準用） 第十六条　第十四条から前条までの規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納、口座振替に	機関に委託して行うこと（次項及び次条において「口座振替による納付」という。）を希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があった場合には、その申出を受けることができる。 2　（略） （新設） （代理人への準用） 第十六条　前三条の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納又は口座振替による納付に準

よる納付又は指定立替納付者による納付に準用する。この場合において、第十五条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であって本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした者（以下「納付者」という。）が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と、第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であって本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替えるものとする。	用する。この場合において、第十五条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であって本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした者（以下「納付者」という。）が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と、前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であって本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替えるものとする。

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）（第七条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（手数料） 第十八条　（略） 2　（略） 3　特許法第百九十五条第四項、第五項、第七項、第八項及び第十一項から第十三項までの規定は第一項及び前項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。）並びに第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料について、同法第百九十五条第六項の規定は前項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。）について、同条第八項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分を除く。）について、それぞれ準用する。 （手数料の減免） 第十八条の二　特許庁長官は、日本語でされた国際出願をする者であつて、中小企業者（特許法第百九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。）、試験研究機関等（同条第三項に規定する試験研究機関等をいう。）その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところ	（手数料） 第十八条　（略） 2　（略） 3　特許法第百九十五条第四項、第五項、第七項、第八項及び第十一項から第十三項までの規定は第一項及び前項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。）並びに第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料について、同法第百九十五条第八項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分を除く。）について、それぞれ準用する。 （新設）

により、前条第二項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）を軽減し、又は免除することができる。

○弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条　（略） 2～4　（略） 5　この法律で「特定不正競争」とは、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項に規定する不正競争であって、同項第一号から第十六号まで及び第十九号から第二十二号までに掲げるもの（同項第四号から第九号までに掲げるものにあっては技術上の秘密（同条第六項に規定する営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。）に関するものに限り、同条第一項第十一号から第十六号までに掲げるものにあっては技術上のデータ（同条第七項に規定する限定提供データのうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。）に関するものに限り、同条第一項第二十号に掲げるものにあっては商標に関するものに限り、同項第二十一号に掲げるものにあっては特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は技術上の秘密若しくは技術上のデータについての虚偽の事実に関するものに限る。）をいう。 6・7　（略） （業務） 第四条　（略） 2　（略）	（定義） 第二条　（略） 2～4　（略） 5　この法律で「特定不正競争」とは、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項に規定する不正競争であって、同項第一号から第十号まで及び第十三号から第十六号までに掲げるもの（同項第四号から第九号までに掲げるものにあっては技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものをいう。以下同じ。）に関するものに限り、同項第十四号に掲げるものにあっては商標に関するものに限り、同項第十五号に掲げるものにあっては特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は技術上の秘密についての虚偽の事実に関するものに限る。）をいう。 6・7　（略） （業務） 第四条　（略） 2　（略）

3　弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一　特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。

二　（略）

三　発明、考案、意匠若しくは商標（これらに関する権利に関する手続であって既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。）、回路配置（既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。）又は事業活動に有用な技術上の情報（技術上の秘密及び技術上のデータを除く。）の保護に関する相談に応ずること。

四　特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利若しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの利用の機会の拡大に資する日本産業規格その他の規格の案の作成に関与し、又はこれに関する相談に応ずること。

3　弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一　特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。

二　（略）

三　発明、考案、意匠若しくは商標（これらに関する権利に関する手続であって既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。）、回路配置（既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。）又は事業活動に有用な技術上の情報（既に秘密として管理されているものを除く。）の保護に関する相談に応ずること。

（新設）

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（目的） 第一条　この法律は、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図るための措置を講ずることにより、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関における研究活動の活性化を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化、国民経済の健全な発展及び学術の進展に寄与することを目的とする。	（目的） 第一条　この法律は、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図るための措置を講ずることにより、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関等における研究活動の活性化を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化、国民経済の健全な発展及び学術の進展に寄与することを目的とする。
（削る）	（特許料等の特例） 第八条　特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。 2　特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第八条・第九条　（略）

（関連施策の推進）

第十条　経済産業大臣は、特定研究成果の活用において中小企業者が果たす重要な役割に鑑み、研究開発、特定研究成果の活用に関する情報の提供その他の関連施策を効果的に推進するよう努めるものとする。

（特許料の特例等）

第十一条　（略）

2・3　（略）

4　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第二項の規定は、次に掲げる特許権であって当該認定事業者に属するものに準用する。

一・二　（略）

5～8　（略）

9　第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であって当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第二項」とあるのは「実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第百九十五条第四項」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第百九十五条第一項又は第二項」とあるのは「実用新案法第五十四条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」とあるのは「実用新案技術評価の請求の手数料」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

（削る）

第九条・第十条　（略）

（関連施策の推進）

第十一条　経済産業大臣は、特定研究成果の活用において中小企業者が果たす重要な役割にかんがみ、研究開発、特定研究成果の活用に関する情報の提供その他の関連施策を効果的に推進するよう努めるものとする。

（特許料の特例等）

第十二条　（略）

2・3　（略）

4　特許法第百七条第二項の規定は、次に掲げる特許権であって当該認定事業者に属するものに準用する。

一・二　（略）

5～8　（略）

9　第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であって当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法第百七条第二項」とあるのは「実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第百九十五条第四項」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第百九十五条第一項又は第二項」とあるのは「実用新案法第五十四条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」とあるのは「実用新案技術評価の請求の手数料」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

第十三条　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であって試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業（以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。）を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一　当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。

二　当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明を自ら実施するものでないこと。

三　当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対し

て不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

2　前条第二項及び第三項の規定は前項の規定による認定に準用する。

3　特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

4　特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

（報告の徴収）

第十四条　（略）

2　特定試験研究機関又は試験研究独立行政法人を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者又は前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

第十五条　（略）

附　則

（報告の徴収）

第十二条　（略）

2　特定試験研究機関を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

第十三条　（略）

附　則

（承認事業者に係る特許料等に関する特例措置等）

第三条　承認事業者が国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）又は独立行政法人国立高等専門学校機構から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）附則第二条第一項各号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願（同年四月一日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。）に係るものに限る。）であって承認事業者に属するものについて同法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の納付については、承認事業者を国とみなして特許法第百七条第二項、第百九十五条第四項及び第五項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定を適用する。

（承認事業者に係る特許料等に関する特例措置等）

第三条　承認事業者が国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）又は独立行政法人国立高等専門学校機構から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）附則第三条第一項各号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願（同年四月一日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。）に係るものに限る。）であって承認事業者に属するものについて特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の納付については、承認事業者を国とみなして特許法第百七条第二項、第百九十五条第四項及び第五項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定を適用する。

○産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）（附則第二十五条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条　（略） ２　（略） ３　この法律において「産業技術研究法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であって、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発並びにその成果の移転に関する業務を行うものをいう。 （特定試験研究機関に係る技術移転事業を実施する者の国有施設の無償使用） 第十六条　国は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十一条第一項の認定を受けた者が同項の特定試験研究機関の施設を同項に規定する事業の用に供する場合であって、産業技術力の強化を図るため特に必要であると認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該特定試験研究機関の施設を無償で使用させることができる。	（定義） 第二条　（略） ２　（略） ３　この法律において「産業技術研究法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）であって、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発並びにその成果の移転に関する業務を行うものをいう。 （特定試験研究機関に係る技術移転事業を実施する者の国有施設の無償使用） 第十六条　国は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十二条第一項の認定を受けた者が同項の特定試験研究機関の施設を同項に規定する事業の用に供する場合であって、産業技術力の強化を図るため特に必要であると認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該特定試験研究機関の施設を無償で使用させることができる。 （特許料等の特例）
（削る）	第十七条　特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であって産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。 一　学校教育法第一条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同法第一条に規定する高等専門学校（以下この条において単に「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者（以下「大学等研究者」と総称する。） 二　大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人 三　試験研究独立行政法人（独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。） 四　公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であって、試験研究に関する業務を行うものを

いう。）を設置する者

五　試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものをいう。）

2　特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が前項各号に掲げる者であって産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第十八条　特許庁長官は、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2　特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第十九条　（略）

（削る）

第十七条　（略）

附　則

（削る）

（国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等）

第二条　次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第百七条第二項の規定、同法第百九十五条第四項及び第五項の規定（これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第三項において準用する場合を含む。）又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（国立大学法人法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この条において「国立大学法人等」という。）は、国とみなす。

附　則

（特許料の特例に係る経過措置）

第二条　第十六条第一項に規定する者に係る特許出願であってこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があったものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　第十七条第一項に規定する者に係る特許出願であってこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があったものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等）

第三条　次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第百七条第二項の規定、同法第百九十五条第四項及び第五項の規定（これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第三項において準用する場合を含む。）又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この条において「国立大学法人等」という。）は、国とみなす。

人をいう。第三号において同じ。）又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この項において「国立大学法人等」という。）は、国とみなす。

一　（略）

二　国立大学法人法附則第九条第一項又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第八条第一項の規定により国立大学法人等が承継した特許を受ける権利（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願（同年四月一日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

三　国立大学法人等が平成十九年三月三十一日までに当該国立大学法人等の大学等研究者（学校教育法第一条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は大学共同利用機関法人の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。）から承継した特許権若しくは特許を受ける権利（同日までにされた特許出願に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

四　（略）

2　前項各号に規定する特許権又は特許を受ける権利について特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料又は同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料については、同法第百九条の二及び第百九十五条の二の二の規定は、適用しない。

一　（略）

二　国立大学法人法附則第九条第一項又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第八条第一項の規定により国立大学法人等が承継した特許を受ける権利（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願（同年四月一日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

三　国立大学法人等が平成十九年三月三十一日までに当該国立大学法人等の大学等研究者から承継した特許権若しくは特許を受ける権利（同日までにされた特許出願に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

四　（略）

2　前項各号に規定する特許権又は特許を受ける権利について特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料又は同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料については、第十七条の規定は、適用しない。

○学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）（附則第二十六条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附　則 （助教授の在職に関する経過措置） 第二条　次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。 一～九　（略） 十　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九条の二 十一～十五　（略） 十六　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）附則第二条 十七　（略）	附　則 （助教授の在職に関する経過措置） 第二条　この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職とみなす。 一～九　（略） （新設） 十～十四　（略） 十五　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条 十六　（略）

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）（附則第二十七条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（削る）	（特許料等の特例） 第九条　特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。 2　特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該発明を実施するために認定計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。
第九条～第十二条　（略）	第十条～第十三条　（略）

（罰則） 第十三条　第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 ２　（略）	（罰則） 第十四条　第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 ２　（略）

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（附則第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第二十一条　削除	（特許法の特例） 第二十一条　特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る特許発明（承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。 ２　特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る発明（承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

改正案	現行
（商標法の特例） 第二十二条　（略） ２・３　（略） ４　都道府県知事は、前項の規定により商標権の譲受けを申請した組合等（以下この項において「申請組合等」という。）が、次の各号のいずれにも該当する場合には、当該申請を承認しなければならない。この場合において、商標法第二十四条の二第四項及び同法第三十五条において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第九十八条第一項第一号の規定にかかわらず、当該商標権は、前項の計画期間の終了日の翌日に、当該申請組合等に譲渡されたものとみなす。 一～三　（略） ５・６　（略）	（商標法の特例） 第二十二条　（略） ２・３　（略） ４　都道府県知事は、前項の規定により商標権の譲受けを申請した組合等（以下この項において「申請組合等」という。）が、次の各号のいずれにも該当する場合には、当該申請を承認しなければならない。この場合において、商標法第二十四条の二第四項及び同法第三十五条において準用する特許法第九十八条第一項第一号の規定にかかわらず、当該商標権は、前項の計画期間の終了日の翌日に、当該申請組合等に譲渡されたものとみなす。 一～三　（略） ５・６　（略）

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い） 第二十二条　国は、その委託に係る研究であって本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関（第三号において「外国法人等」という。）とが共同して行うものの成果について、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条第一項に定めるところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。 一～三　（略）	（国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い） 第二十二条　国は、その委託に係る研究であって本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関（第三号において「外国法人等」という。）とが共同して行うものの成果について、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十九条第一項に定めるところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。 一～三　（略）

改正案	現行
（重点推進計画の認定） 第八十一条　福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第八十六条において同じ。）の利用、医薬品、医療機器、廃炉等（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条に規定する廃炉等をいう。次項第四号及び第八十六条において同じ。）、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。 2　（略） 3　前項第四号ロに掲げる事項には、ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に掲げる事項を定めることができる。 一　当該事業の内容及び実施主体 二　その他当該事業の実施に関し必要な事項	（重点推進計画の認定） 第八十一条　福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第八十六条において同じ。）の利用、医薬品、医療機器、廃炉等（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条に規定する廃炉等をいう。以下同じ。）、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。 2　（略） 3　前項第四号ロに掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。 一　廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、新たな産業の創出に寄与するもの（中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第八十四条において同じ。）が行うものに限る。）に関する次に掲げる事項 イ　当該事業の内容及び実施主体 ロ　当該事業の実施期間 ハ　その他当該事業の実施に関し必要な事項 二　ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に掲げる事項 イ　当該事業の内容及び実施主体 ロ　その他当該事業の実施に関し必要な事項 4　福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長（重点推進計画に前項各号に掲げる事項を定めようとする場合にあっては、関係市町村長及び同項第一号イ又は第二号イの実施主体。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。 5・6　（略） 7　内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第八十三条に規定する事業、第八十四条若しくは第八十五条に規定する措置又は第八十六条から第八十八条までに規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。 8　（略） （特許料等の特例） 第八十四条　特許庁長官は、認定重点推進計画（第八十一条第三項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。次項において同じ。）に基づいて行う同号に規定する事業の成果に係る特許発明（
4　福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長（重点推進計画に前項に規定する事項を定めようとする場合にあっては、関係市町村長及び同項第一号に掲げる実施主体。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。 5・6　（略） 7　内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第八十三条に規定する事業、第八十五条に規定する措置又は第八十六条から第八十八条までに規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。 8　（略） 第八十四条　削除	

当該認定重点推進計画に定められた同号ロの実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）について、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2　特許庁長官は、認定重点推進計画に基づいて行う第八十一条第三項第一号に規定する事業の成果に係る発明（当該認定重点推進計画に定められた同号ロの実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が当該事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

（国有施設の使用の特例）

第八十五条　国は、政令で定めるところにより、認定重点推進計画（第八十一条第三項に規定する事項に係る部分に限る。）に基づいて同号に規定する事業を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

（国有施設の使用の特例）

第八十五条　国は、政令で定めるところにより、認定重点推進計画（第八十一条第三項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づいて同号に規定する事業を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）（附則第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　総則（第一条―第三条） 第二章　研究開発事業等の促進（第四条―第九条） 第三章　雑則（第十条―第十三条） 第四章　罰則（第十四条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第三条） 第二章　研究開発事業等の促進（第四条―第十一条） 第三章　雑則（第十二条―第十五条） 第四章　罰則（第十六条） 附則
（削る）	（特許料等の特例） 第十条　特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許発明（当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）について、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。 一　当該研究開発事業を行う中小企業者 二　その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等（以下この号及び次項第二号において「従業者等」という。）がした同条第一項に規定する職務発明（次項第二号にお

	いて「職務発明」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同条第一項に規定する使用者等（以下この号及び次項第二号において「使用者等」という。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等 2　特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明（当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願された<u>もの</u>に限る。）に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。 一　当該研究開発事業を行う中小企業者 二　その発明が従業者等がした職務発明であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等	（削る）
第十一条　削除	
第十二条から第十五条まで　（略）	第十条から第十三条まで　（略）
第十六条　第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。	第十四条　第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
2　（略）	2　（略）

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（附則第三十二条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六十六条　特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願に係る特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者（同法第百九条の二第一項の政令で定める者を除く。次項において同じ。）であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。	第六十六条　特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願に係る特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
2　（略）	2　（略）
3　特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）をする者が同項に規定する要件に該当する者（同法第十八条の二の政令で定める者を除く。）であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八条第二項（同項の表二の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）を軽減し、又は免除することができる。	3　特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八条第二項（同項の表二の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）を軽減し、又は免除することができる。

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）（附則第三十三条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（特許法の一部改正） 第二条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。 （削る） （略） 附　則 （特許法の一部改正に伴う経過措置） 第二条　（削る）	（特許法の一部改正） 第二条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。 第三十条第一項及び第二項中「六月」を「一年」に、「同条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改める。 （略） 附　則 （特許法の一部改正に伴う経過措置） 第二条　第二条の規定による改正前の特許法第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った日が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の六月前の日前である発明については、第二条の規定による改正後の特許法（次項及び第三項において「新特許法」という。）第三十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 2　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三条第一項各号のいずれかに該当するに至った日が、施行日の六月前の日前である考案については、同法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3　施行日又は環太平洋パートナーシップ協定が署名された日か
この法律の施行の日（以下「施行日」という。）又は環太平	

洋パートナーシップ協定が署名された日から二年を経過した日のいずれか遅い日以前にした特許出願に係る特許権の存続期間の延長については、第二条の規定による改正後の特許法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ら二年を経過した日のいずれか遅い日以前にした特許出願に係る特許権の存続期間の延長については、新特許法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〇経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局知的財産室

・北海道経済産業局知的財産室
〒060-0808
札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎5階
電話番号　011-709-5411　　Fax:011-707-5324

・東北経済産業局知的財産室
〒980-8403
仙台市青葉区本町３－３－１　仙台合同庁舎B棟3階
電話番号　022-221-4819　　Fax:022-265-2349

・関東経済産業局知的財産室
〒330-9715
さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
電話番号　048-600-0239　　Fax:048-601-1287

・中部経済産業局知的財産室
〒460-8510
名古屋市中区三の丸２－５－２　４階
電話番号　052-951-2774　　Fax:052-950-1764

・近畿経済産業局知的財産室
〒540-8535
大阪市中央区大手前１－５－４４　大阪合同庁舎第１号館3階
電話番号　06-6966-6016　　Fax:06-6966-6064

・中国経済産業局知的財産室
〒730-8531
広島市中区上八丁堀　６－３０　広島合同庁舎２号館3階
電話番号　082-224-5680　　Fax:082-224-5645

・四国経済産業局知的財産室
〒760-8512
高松市サンポート３－３３　高松サンポート合同庁舎7階
電話番号　087-811-8519　　Fax:087-811-8558

・九州経済産業局特許室知的財産室
〒812-8546
福岡市博多区博多駅東２－１１－１　福岡合同庁舎6階
電話番号　092-482-5463　Fax:092-482-5392

・内閣府沖縄総合事務局知的財産室
〒900-0006
那覇市おもろまち２－１－１　那覇第2地方合同庁舎２号館9階
電話番号　098-866-1730　　Fax:098-860-1375

産業財産権制度シンボルマーク

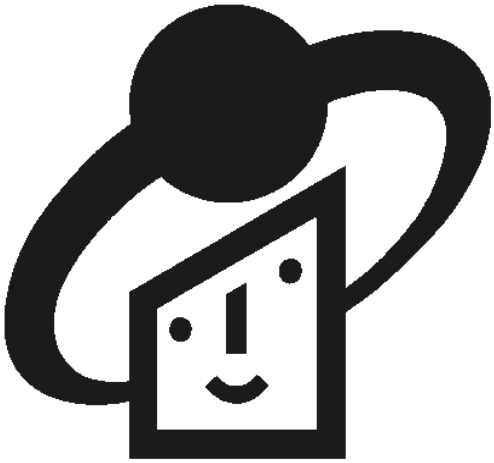

◆特許庁所在地　　〒100-8915　東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

◆開　庁　日　　月～金曜日（平日）

◆問い合わせ受付時間　9:00～17:30

◆電話＜特許庁代表＞　03-3581-1101（音声ガイダンスに従って操作してください）

【テキスト作成担当】

総務部　総務課　制度審議室

内線　2118　　Fax:03-3501-0624　　E-mail:PA0A00@jpo.go.jp

リサイクル適性Ⓑ

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。